

発表日時

令和4年9月19日 9時30分

国土交通省 長崎河川国道事務所

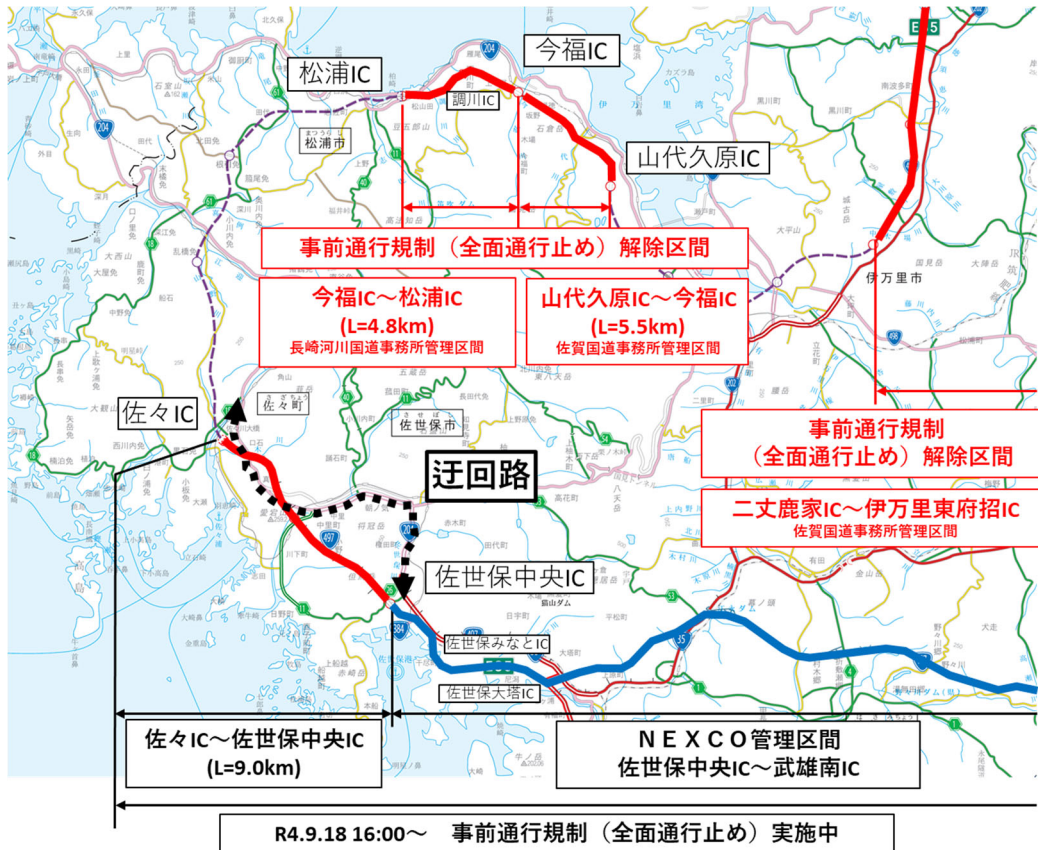
記者発表資料

【第4報】西九州道(山代久原IC^{やましらくばら}～松浦IC^{まつうら})の
事前通行規制(全面通行止め)の解除について

○令和4年9月18日19時00分から、事前通行規制(全面通行止め)を実施して
いました西九州自動車道(山代久原IC～松浦IC)において、走行の安全が確認
されたため、本日9時30分をもって全面通行止めを解除しました。
なお、佐賀国道事務所管理区間についても同様に全面通行止めを解除いたします。
道路をご利用にあたっては、最新の気象情報や交通情報を確認していただくとともに、
車両走行には十分気をつけてください。

【事前通行規制(全面通行止め)解除区間】

- ① 西九州自動車道 山代久原IC～松浦ICまでの間(延長=10.3km)
(長崎河川国道事務所管理 延長=4.8km 佐賀国道事務所管理 延長=5.5km)



【問い合わせ先】

国土交通省 長崎河川国道事務所 災害対策支部

道路副所長 工藤、総括保全対策官 高田、建設専門官 池田

電話:095-839-9211 (内線 530)